

我孫子市いじめ防止基本方針

令和5年5月改訂

我孫子市いじめ防止基本方針 目次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 我孫子市いじめ防止基本方針策定の目的

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 市が実施する施策
 - (1) いじめの防止等のための体制整備
 - (2) 教職員の研修の充実
 - (3) いじめの未然防止のための取組の推進
 - (4) いじめの早期発見のための取組の推進
 - (5) いじめの防止等のための啓発活動
 - (6) インターネットを通じて行われるいじめへの対策
 - (7) いじめへの対応
- 2 学校の役割
 - (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
- 3 保護者の役割
- 4 市民等の役割

第3章 重大事態への対処

- 1 重大事態についての基本的な考え方
- 2 重大事態の発生と調査
 - (1) 重大事態発生時の対応
 - (2) 調査主体について
 - (3) 調査を行うための組織について
- 3 調査結果の提供及び報告
 - (1) 調査結果の提供
 - (2) 調査結果の報告
- 4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

第4章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項

我孫子市いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。また、学校外でも起こりうるものである。しかし、いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。したがって、いじめに関する問題については、その対処はもちろんのこと、いじめの行為が起きないこと、起こさせないことが重要である。それには、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める必要がある。「未然防止」「早期発見」「早期対応」という3つの視点から、学校、家庭、地域が連携を図りながら取り組んでいかなければならない。特に子どもの生活の中心となる学校においては、いじめの防止等のための具体的な方針を示すとともに、家庭・地域と一体となって取組を推進していく。

- ・いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、地域社会及び関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- ・いじめの防止等の対策により、市内すべての学校の児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- ・いじめの防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。

3 我孫子市いじめ防止基本方針策定の目的

我孫子市いじめ基本方針は上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、市、学校、保護者、地域社会がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 市が実施する施策

(1)いじめの防止等のための体制整備

①我孫子市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化

を図るため、千葉地方法務局柏支局長、千葉県我孫子警察署長、千葉県柏児童相談所長、我孫子医師会長、我孫子市民生委員児童委員協議会長、柏人権擁護委員協議会長、弁護士、児童心理の学識経験者、市長、副市長、子ども部長、健康福祉部長、教育長、教育総務部長により構成される、「我孫子市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

②我孫子市いじめ防止対策委員会の設置

我孫子市教育委員会（以下、「教育委員会」いう。）は法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、「我孫子市いじめ防止対策委員会（以下、「対策委員会」という。）」を設置する。この対策委員会は、弁護士、警察関係者、福祉関係者、児童心理に関する専門的知識を有する者、我孫子市小中学校長会、我孫子市PTA連絡協議会、子ども相談課長、社会福祉課長、教育長、教育総務部長をもって構成する。

(2)教職員の研修の充実

教職員向けいじめの防止等に関する研修、生徒指導担当教諭・人権教育推進担当教諭・道徳教育推進担当教諭等への専門性を高める研修等を実施し、いじめの防止等に関する資質能力の向上に努める。

(3)いじめの未然防止のための取組の推進

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

①道徳・人権教育研修会を充実するとともに、道徳映像教材の活用を推進する。

②豊かな人間関係づくり実践プログラム※₁を推進する。

③チームにより各学校の生徒指導を支援する。

④悩み相談ホットラインを周知するとともに、一層の活用を図る。

⑤個々の教育的ニーズに対応した特別支援教育を充実させる。

⑥情報モラル教育のカリキュラムを作成し実施する。

※₁ 豊かな人間関係づくり実践プログラム

…千葉県教育委員会が、豊かな人間関係づくり事業の一環で、児童生徒のコミュニケーション能力の育成のために作成したプログラム。小中学校を通して各学年4時間のプログラム。

(4)いじめの早期発見のための取組の推進

・いじめを早期に発見するため、児童生徒に対して「我孫子市いじめアンケート調査」を年2回以上実施し、いじめられている児童生徒及びいじめを行っている児童生徒に対し必要な措置を講ずる。

・年に2回、Q-U検査※₂を実施するとともに、その分析方法に関する研修を実施し、学校におけるいじめの早期発見を支援する。

・児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

・悩み相談ホットライン、教育相談員による教育相談等、カウンセリング体制を整備する。

※2 Q-U検査…「楽しい学校生活を送るためのアンケート」。これにより、児童生徒の学級生活における満足度を測る検査。検査結果は、学級経営のための有効な資料となり、学級診断アセスメントとして活用できる。質問群の中には、いじめに関する質問が5問程度ある。小学校3年生以上、中学校全学年で実施。

(5)いじめの防止等のための啓発活動

いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を推進する。

いじめ防止啓発強化月間である4月については、特に「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組」「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組」等の推進を支援するとともに、その事例を市の広報紙やホームページにより市民へ周知していく。

(6)インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、我孫子市悩み相談ホットラインや近隣市及び県のネットパトロールと連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童生徒や保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処について、市が関係機関と連携して資料等を配布するなど啓発活動を実施する。

(7)いじめへの対応

- ①教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら調査を行う。
- ②教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- ③教育委員会は、いじめが起きた場合、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒への対応、加害児童生徒への対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- ④教育委員会は、いじめが起きた場合、警察と連携した対応が必要になる事案について、早期に警察に相談・通報するよう学校に指導・助言する。

2 学校の役割

(1)「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、法第13条の規定に基づいて、その学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を策定する。学校いじめ防止基本方針は、いじめの未然防止のための具体的な取組、いじめの早期発見のための措置、いじめの発見・通報を受けたときの対応や校内連携の在り方、生徒指導・教育相談体制、年間指導計画、校内研修など、包括

的な取組の方針を定めるものとする。

また、学校の実情に即して機能しているかを点検し、計画(Plan)-実行(Do)-評価(Check)-見直し(Action)のサイクル【PDCAサイクル】を盛り込むことが望ましい。さらに、方針を検討する段階から保護者等地域の方の参画を求めたり、児童生徒の意見を取り入れたりするなどの工夫を行う。

策定した「学校いじめ防止基本方針」は、各学校のホームページで公開する。

(2)学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の規定により、当該校におけるいじめの防止等に関する措置を行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する関係者により構成される「いじめを防止するための組織」を置くものとする。この組織を中核として、校長のリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

「いじめを防止するための組織」の役割について、具体的には、

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制づくりの役割
- ⑤対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割などがある。

(3)学校におけるいじめの防止等に関する措置

①いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめ問題克服のためには、全ての子どもを対象として「いじめの未然防止」の観点での教育活動が必要である。「いじめの未然防止」の観点での教育活動は、いじめに向かわせないための、互いを認め合える人間関係・学校風土づくりになる。この「いじめの未然防止」の観点を最も重要ととらえ、各学校の実態に応じた取組を推進する。

具体的には、

- ・全校集会や学級指導の時間等で「いじめをしてはいけない」ことの指導を行う。
- ・法教育の視点から、いじめを人権問題と捉え、法的知識を身に付けさせる。
- ・生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を行い、児童生徒の主体的な学びや取組を引き出し、充実感と自尊感情の育成を図る。
- ・教職員が率先して適切な言葉を使い、児童生徒から暴力・暴言が出ない環境づくりに努める。
- ・児童生徒が安全に安心して学習や行事に取り組める学校環境づくりを進める。
- ・Q-U検査結果を有効に活用し、満足度の高い学級づくりを進める。

- ・ 道徳教育を充実させ、自分も人も大切にすることを態度の育成、いのちを大切にすることを態度の育成を図る。
 - ・ 悩みを相談できる環境づくりを行う。（教育相談期間の設定、相談箱の設置、利用しやすい相談室の環境整備等）
 - ・ 授業や学校行事、豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施を通して、コミュニケーション力の育成を図る。
 - ・ 適切な情報機器の活用方法を指導し、情報モラルの向上を図る。
- などが考えられる。

② いじめの早期発見

教職員は、日頃から子どもの立場や思いに共感し、子どもが進んで相談したり報告したりできるような信頼関係の構築に努める。そして、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめを認知していくことが必要である。それには、いじめの早期発見のためのチェックリスト等を活用して子どもの日常生活を観察し、子どもが発する小さなサインを見逃さないようにすることが重要である。

また、定期的にアンケート調査と教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組む。Q-U検査については、いじめの実態把握の側面からも活用する。

家庭・地域との連携も密にし、子どもの様子の変化について、学校にすぐに情報が入るよう努める。

③ いじめへの早期対応

学校は、定期的及び必要に応じて実施するいじめ調査アンケート・教育相談等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための適切な対応方針を策定し、学校全体で情報共有して取り組む。

そして、いじめを認知した場合、または通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、「いじめを防止するための組織」を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

3 保護者の役割

- ① 保護する児童生徒がいじめを受けた場合、その児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先する。いじめの認知については、児童生徒が保護者に心配をかけたく

ない等と考え、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠す場合がある点に十分に留意する。

- ②いじめを発見した場合や子どもからいじめに関する相談を受けたときには、速やかに学校や関係機関等に情報提供や通報をする。
- ③保護する児童生徒に対し、「いじめが絶対に許されない行為である」ことを理解させ、いじめを行うことのないよう指導する。

4 市民等の役割

- ①市民はいじめ問題を社会全体に関する課題であるにとらえ、学校、保護者と協力して、いじめの防止に一丸となって取り組むよう努める。
- ②豊かな人間関係を育むための地域行事やイベント等に、子どもが自主的に参加できるような環境づくりに努める。
- ③市民及び事業者等は、いじめを発見した場合や子どもからいじめに関する相談を受けたときには、速やかに学校や保護者、関係機関に情報提供や通報を行う。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態についての基本的な考え方

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合、まずはいじめを受けた児童生徒の被害を最小限に抑えるために最善を尽くす。いじめを受けた児童生徒の救済を最優先に考え、いじめを行う児童生徒の行為を止め、関係機関等と連携して指導する。

(2) 調査主体について

重大事態が発生した場合、そのいじめ事案の調査主体の判断は、教育委員会が行う。

(3) 調査を行うための組織について

教育委員会は、調査を行う際、そのいじめの事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係のない第三者による、公平性・中立性を確保した調査部を、対策委員会の中に設けることができる。

3 調査結果の提供及び報告

(1) 調査結果の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する。

(2) 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会は市長に報告する。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(2)の報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、いじめ再調査委員会を設け、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は再調査の実施及び結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容は、個々の事案に応じて適切に行い、個人情報に対しては必要な配慮を確保しなければならない。

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、調査の対象となった重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のために人材を配置し、学校の支援を行う。

第4章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項

(1) 教育委員会は、毎年、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を連絡協議会に提出し、点検評価を受け、各種施策の改善を進める。

なお、連絡協議会の提言等はホームページ等を活用し、広く周知する。

(2) 我孫子市いじめ防止基本方針は、連絡協議会による「いじめの防止等のための対策の評価及び検証」に基づき、必要があると認められるときは、改善のための見直しを実施する。我孫子市いじめ防止基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知する。